第 56 号（第62条関係）（平27内府令６・全改・旧第57号繰上、令元内府令12・一部改正）

第　　号

教習修了証明書交付禁止通知書

年　　月　　日

殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の８第１項の規定により、下記の期間内における射撃教習に基づき教習修了証明書を交付することを禁止する。

期間		年　　月　　日から 年　　月　　日まで
教習射撃場	指定番号	
	指定年月日	年　　月　　日
	名称	
	射撃場の区分	
禁止の理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。